# 平成25·26年度 高崎市公民館運営審議会答申

平成27年3月12日 高崎市公民館運営審議会

# 一 目 次 一

諮問文 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
答申 1 諮問の捉え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 答申の基本姿勢 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3 答申の各論 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(1) 何よりも地域の声を聞く「大きな耳」を持ちましょう。	
(2) 地域の声を強く意識し、それに応えられる「場づくり」を工夫しましょう。	Э
(3) 「貸館」を積極的に捉え直し、「貸館」を支える職員を目指しましょう。	
(4) 地域に事業を知らせ、反響を聞くようにしましょう。	
(5) 人材は「人財」と考え、地域人財の発掘・連携を図りましょう。	
(6) 事業の実施にあたっては、「振り返り」を行う仕組みを作りましょう。	
(7) 情報や活動を共有し、学習資源を相互に活用し合いましょう。	
(8) 公民館図書室を特色ある場として活用しましょう。	
(9) 公民館の運営は、地域の実情に合わせて柔軟に対応しましょう。	
(10) 「一小学校区一公民館」の旗印を掲げ続け、町内公民館とのネットワー も強化しましょう。	ク
(11) 公民館運営推進委員会等での意見交換を増やし、地域団体の活動を支え しょう。	ま
結びに代えて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15	
参考1 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16	
参考 2 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6	

# 【資料】

•	審議会実施報告	<b>-</b>	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	9
•	専門委員会実施	拖報告	等		 •	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	О
•	委員名簿 •			•		•	•		•								•						•	•	2	1

高崎市公民館運営審議会 会 長 熊倉 浩靖 様

高崎市公民館連絡協議会 会 長 新井 博

平成25・26年度高崎市公民館運営審議会への諮問について

社会教育法第29条2項の規定に基づき、下記の事項について理由を添えて諮問します。

記

心豊かな活力ある人づくり・地域づくりをめざした公民館事業のあり方について

#### (理由)

高崎市公民館では、平成16年度から以下の四つの事業を柱にして公民館事業を展開してきました。

- ①「ライフアップ推進事業」〜地域住民の誰もが、さまざまな今日的課題について 学習でき、学習の成果をもとに心豊かな家庭や活力ある地域社会づくりに貢献で きる事業。
- ②「キャリアデザイン支援事業」~一人ひとりが自らの個性や能力を伸ばし、生きがいのある人生を送るための事業。
- ③「地域づくり支援・ボランティア養成事業」〜地域の伝統や文化をより発展させるための支援や活動ボランティアを養成する事業。
- ④「図書ボランティア活動支援事業」~心豊かな子どもたちの成長を願い、図書活動を充実させる事業。

この10年間、高崎市の44公民館は、これらの四つの事業を柱にして、地域の特色を活かしながら様々な講座や教室などの公民館事業を企画実施してきました。

しかし、地域住民が公民館で学んだ成果を地域の課題解決や地域活動につなげていくことができるような講座や教室の企画は数少ない状況です。また、住民の課題解決の力量を高めていけるような、公民館事業の企画立案への参画も限られています。

公民館には、社会の急激な変化に伴う様々な地域課題の解決に向けた住民の学習活動を支援し、地域づくりや地域活動につなげていくことが求められています。また、東日本大震災以降、平時からの「人と人とのつながり」や「地域の絆の大切さ」が各方面から指摘されています。地域の拠点としての公民館は、常日頃から住民が自由に集い、地域の課題などの情報を持ち寄り、講座開設の提案や解決策を探る話し合いの場としての機能が求められています。

以上のことから、心豊かな活力ある人づくり・地域づくりをめざした公民館事業の あり方について諮問します。

# 平成25・26年度高崎市公民館運営審議会答申

私たち高崎市公民館運営審議会は、平成26年6月4日、高崎市公民館連絡協議会より「心豊かな活力ある人づくり・地域づくりをめざした公民館事業のあり方について」の諮問を受けました。

以下、答申申し上げます。

平成27年3月 高崎市公民館運営審議会 会長 熊倉 浩靖

# 1 諮問の捉え方

諮問を、私たちは、次のように捉えました。

平成16年度以来、高崎市の各公民館は、ライフアップ推進事業、キャリアデザイン支援 事業、地域づくり支援・ボランティア養成事業、図書ボランティア活動支援事業の4本柱 のもと事業を進めて成果を上げてきましたが、なお、「地域住民が公民館で学んだ成果を 地域の課題解決や地域活動につなげていくことができるような講座や教室の企画は数少 ない状況です。また、住民の課題解決の力量を高めていけるような、公民館事業の企画立 案への参加も限られています。」(諮問本文より引用)

この壁を乗り越えていく公民館事業のあり方を具体的に答申してほしい。

したがって、今回の答申では、地域の課題解決や地域活動につなげていくことができるような講座や教室の企画のあり方、住民の課題解決の力量を高めていけるような公民館事業の企画立案への参画のあり方を提言することに力点をおくこととしました。

# 2 答申の基本姿勢

4本柱の事業展開は、平成7年度作成の高崎市生涯学習推進計画に基づくものでした。そこでは、生涯を通して自己を啓発し、時代の変化に対応して自己実現を図ることが生涯学習の柱とされました。ライフアップ推進、キャリアデザイン支援という言葉は、そのことを端的に表しています。

背景には、第2次高度経済成長とも言える経済の発展とグローバル化がありました。しかし、その後急速に進んだバブル崩壊や度重なる災害、少子・高齢化や地球環境問題の深刻化に対して、地域の絆や地域力の向上がより大きな、かつ現実的な課題として立ち現われてきています。

支え合って安全・安心な地域を育み、日々は楽しく暮らし合い、いざという時、みんなが団結して困難を乗り切れる、そのための拠点としての公民館事業とは何かが問われていると言えましょう。

考えてみれば、それは、戦後改革の中で公民館が出発した時、公民館に求められた役割 そのものです。公民館の歌(参考1)にある「郷土を興すよろこび」「郷土にひらくゆかし さ」「郷土に生きるたのしさ」とは、そうしたものでしょう。それらは「公民館の集いか ら」とある歌詞にすでに答えが用意されています。

平成15年度に文部科学省は、地域にも一つの焦点を当てて「公民館の設置及び運営に関する基準」(参考2)を大きく変えました。原点回帰です。従来の規模や備品に重点を置いた設置・運営基準は様変わりし、地域の実情に合わせた設置・運営が求められるようになりました。平成16年度の4本柱事業の第3が地域づくり支援・ボランティア養成とされたのは、そうした考え方を取り入れてのものでした。

しかし、なお、それ以前の生涯学習概念との間で木に竹を接ぐような形になっているため、公民館現場での戸惑いを招き、今回の諮問をもたらしたものと考えられます。

したがって、私たちは、新しい時代、いわば21世紀型の生涯学習の考え方を再確認することから答申を始めたいと思います。要点は、市町村合併の只中の平成20年3月作成された新・高崎市生涯学習推進計画「地域力を育む生涯学習社会の創造」にまとめられています。同計画は、改定の理由を次のように述べています。

私たちを取り巻く社会状況は大きく変化しています。本格的な地方分権のながれのなか、

各地で市町村合併が進み、私たちはこれまで以上に自分たちの住む地域を見つめ、多様な地域の課題に向き合うための地域づくりや人づくりに取り組むことが求められています。

こうしたことをふまえ、私たちは改めて学習活動が地域づくりを支えるものとして重要であることを認識する必要があります。そして、個人の趣味・教養を高める学習により自己実現を図ることだけではなく、これらの学習の成果を基盤としながら、地域の人間関係を育み、また各種団体の連携を模索することなどにより地域をつくる学習活動を実践していく必要があります。

そこで、これまでの取り組みを大切にしながら、地域づくりに活かす学習活動をより一層推進し、新たな生涯学習社会の創造をめざして、生涯学習推進計画を改定するものです。

以上の考え方を基に、市町村合併という大きな変化と平成4年度発足の生涯学習推進員制度・公民館運営推進委員会制度、平成23年度に統合・刷新された地域づくり活動協議会制度を視野に入れながら、「地域をつくる学習活動」に焦点を当てた公民館事業のあり方について、答申いたします。

# 3 答申の各論

# (1) 何よりも地域の声を聞く「大きな耳」を持ちましょう。

公民館は「集いの場」であると言われますが、講座・教室等を設けて「集い」を意識的に作る前に、まずは、地域の人々が「日々立ち寄れる居場所」「一人でも、特別な事業や相談事がなくても、立ち寄れる場」「多様な人々の世代間交流の場」であることが、大切と思われます。

そのためには、現状の公民館がどのように知られているか、知られていないかを「大きな耳」を持って聞くことから始めてみましょう。

新しい「公民館の設置及び運営に関する基準」でも「地域の実情に応じ、地域住民の意向を適切に反映した公民館の運営がなされるよう努めるものとする」(第7条)とされています。そのためには、公民館がどう地域に認識されているか地域の方の声を聞いてみなければ始まりません。

公民館主催事業ばかりでなく、定期利用団体やサークル活動に集まる方々に、「公 民館のこんな事業はご存知ですか。参加された事がありますか。参加したいと思っ ていただけますか。参加しにくい理由は何ですか。公民館への希望や要望を率直に お知らせください」と聞いてみましょう。

あるいは、公民館運営推進委員会や地域づくり活動協議会の場でも、お聞きしましょう。

実は、公民館を普段利用されない方々の声もお聞きしたいものです。PTAや子育 てサークルなどの協力を得れば、聞く事が出来るはずです。簡単なアンケートが良い と思います。

どこかの公民館で、それが実現できたら、他の公民館も、その方法を利用させても らいましょう。

知られていないことがあったとしても、**悔しいと思っても、何も恥じることはありません。**むしろ、公民館からお聞きする事で、改めて地域の多様な人々、多世代の方が「公民館」を知ってくれることにもなります。

その結果を、公民館運営推進委員会などに率直にお出しし、地域の方々の反応を聞きましょう。

あるいは、ブロック体制を生かして、意見交換をすることで、より良い事業や人々の参加の方向が見えてくることがあるかもしれません。

# (2) 地域の声を強く意識し、それに応えられる「場づくり」を工夫しましょう。

日々の公民館活動の中でふっと出てくる話や相談から、地域課題や解決の方向が浮かび上がります。館長・主事はじめ公民館に関わる方々は、「寄り合いの場・居場所」づくりを強く意識され、**寄り合える具体的な場所や応対に、従前以上の注意を傾け、工夫をしてください**。

手狭で地域の需要に応えられていない状況のなか、常設の談話コーナーを設けることは難しいとしても、地域の方々が気楽に立ち寄って時間を過ごしたり話し合ったりするスペースの確保を工夫してください。地域それぞれの事情があるでしょうから、どうしたら、そうしたスペースを確保できるか、その利用のルールはどうしたらよいかを公民館運営推進委員会などで話し合われることも有効でしょう。

あるいは、乳幼児を連れた若い世代や高齢者、障がいを持っている方にとって公民館が利用しやすくなるにはどうしたらよいか。玄関周りや階段、教室の出入り口に危険はないか。不便さはないか。ミルクを溶くお湯の用意やお茶の提供は、どうしたらよいか。トイレを多機能型に利用できる工夫はないか、など、利用者の立場に立って受け止めてみましょう。

言われる通りに出来る訳では当然ありませんが、考え合ってみることが大切です。 それが、集いの中から地域課題を見つけ、話し合い、学び合って、解決していく形です。

# (3) 「貸館」を積極的に捉え直し、「貸館」を支える職員を目指しましょう。

時に、地域の方々が自主的に公民館で集会や事業を繰り広げることを「貸館」と自 嘲気味に言い、過小評価する嫌いがあります。明らかに間違いです。

**地域住民が自主的・主体的に公民館を活用することは望ましい形**です。館長・主事は じめ公民館に関わる人々は、それに**必要な場や情報、学習材料を提供する事**に努力し てください。

これが、<u>公民館職員に求められる専門性</u>です。それが「郷土を興すよろこび」「郷土にひらくゆかしさ」「郷土に生きるたのしさ」となっていきます。実際、社会教育法は、第22条で、講座や教室の開設に合わせて、「各種の団体、機関等の連絡を図ること」「その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること」を公民館の本来事業と定めています。

また「団体等に関わると、事務局を引き受けざるを得なくなる。補助金を出している団体等の事務を行うのはおかしい」という意見があります。それ自体は正しいのですが、それを理由に、「各種の団体、機関等の連絡を図ること」を行わないとすれば、それは公民館職員としての専門性の放棄です。団体等が主体的に運営できるように、組織の作り方・継承の方法、帳簿等の付け方、各種の申請や報告の仕方を住民が学ぶ機会を作ればよいのです。地域活動につながる講座の一例となります。

# (4) 地域に事業を知らせ、反響を聞くようにしましょう。

「良いと思う講座・教室を開いても、思うように人が集まらない」「地域に役立つ講座・教室を開いても、その成果が地域に還元されていない」「そんな講座・教室があったら参加したかったのにと後で言われる。こちらは、一所懸命広報しているのに」という声が度々聞かれます。

そこで、以下の3点から見直しを図ってみてください。

第1に「公民館だより」は、市民の皆さんが読みたくなるもの、読みやすいものに なっているか。

字の大きさ、紙面の大きさから始めて、点検してみましょう。全公連で特別賞を受賞した金古公民館だよりを特例と思わず、地域の人々の力、例えばイラストが得手な人、パソコンの扱いが得手な人、俳句や短歌、文章づくりに精進している人、点字・朗読・手話などを身に付けている方、介護や障がい者福祉などに関わっている方などに積極的に参加いただき、読んでもらえる、読みたくなる公民館だより作りを進めてください。このこと自体が地域づくりです。

現に、すでに多くの町内公民館や地区公民館で、地域住民が公民館だよりを作っているケースが増えています。

また、多くの公民館では、公民館だよりにQRコードを掲載し、携帯電話やスマートホン等から「まなびネットたかさき」にアクセスできるようにすることで、より詳細な情報が入手できるような工夫をしています。箕郷公民館では、毎月の公民館だよりは用紙の色を固定し、地区ごとの回覧を進める一方で、年2回は保存版を配布し、半年ごとの講座等の案内を載せるとともに、各講座の案内がどの月の公民館だよりに掲載されるかを告知しています。こうした工夫を参考としてください。

#### 第2に、その時一番伝えたい人々や伝えたい期間に「公民館だより」が渡っているか。

例えば妊娠期や子育で情報なら、子育でサークルや読み聞かせサークル、保育所・幼稚園、学童クラブやPTAなどに集中的に配る、そんなネットワークを少しずつでも作っていきましょう。先に紹介した社会教育法の「各種の団体、機関等の連絡を図ること」は、こうした利用方法に生きてきます。

#### 第3に、事業結果を簡単でも必ず報告しましょう。反響も知らせましょう。

「そんな講座・教室があったら出たかったのに」という声を具体的に形にし、参加者

を増やしていくには、**地域の皆さんの反応を知る事業報告が欠かせません**。当初参加者が少なかったとしても、本当に地域の人々が求めている事、あるいは、地域の人々に学んで生かしてもらいたい事なら、報告をし続け反響を作っていくことで、必ず事業は広がっていくはずです。

もちろん、その逆もあります。**事業を止める英断を支えてくれるのも、地域の人々の反応**です。

# (5) 人材は「人財」と考え、地域人財の発掘・連携を図りましょう。

このように、地域課題を発見し、解決の道を見出すための最良の資源は地域の人材です。人財と言い換えて良いでしょう。人こそ地域最大の資産です。公民館だよりなどを使って、地域の人財を紹介していくことも、重要な事業、地域還元の事業です。

言い換えれば、社会教育法に言う「各種の団体、機関等の連絡を図ること」、「その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること」の2つの事業は、地域の人財を発掘し、その連携を図るという公民館職員の専門性の発揮によって、地域課題の解決という成果に結実します。

すでに、その成果は、多くの公民館で明らかになっています。市の公民館研究集会や 主事の研修会、館長会などを活用して、**他の公民館での地域人財発掘・連携の成功事例** あるいは課題・問題点などを積極的に吸収してみてください。その時、ブロック制は 大いに役立つはずです。

また、地域人財の連携、課題解決のための多様な地域人財の参加を図ることも大切です。例えば、読み聞かせの場にベビーマッサージの資格者に参加いただく、英語に堪能な方に参加いただき英語での読み聞かせが入ることで、生きた英語の学習や多文化共生にもつながるでしょう。そこから新たな動きが出てくる事も考えられます。歴史・文化の講座に、地質や動植物などの自然科学の専門家に入っていただくことも視野を大きく開いてくれることになるでしょう。新しい「公民館の設置及び運営に関する基準」でも、「公民館は、その実施する事業において、地域住民等の学習並びに知識及び技能を生かすことができるよう努めるものとする」(第6条の4)とあります。

# (6) 事業の企画にあたっては、「振り返り」を行う仕組みを作りましょう。

事業等をやりっぱなしにしては、たとえ、それが大変良い成果を上げたとしても、そこで止まってしまいます。問題があったとすれば、いっそう問題です。

事業等を進めるにあたって、最後に、みんなで、その事業等を「振り返り」、成果つまり達成できた事とできなかった事を共有し、課題や問題、今後続けて行くとすれば、加えたい事、進めたい事などをみんなで話し合っておくことが大切です。「後でアンケートに答えてください」では、書けなくなってしまうことが多いと思いますし、参加者みんなでの事業ではなくなってしまいます。

「振り返り」を最初から事業の中に組み込むことが、事業等を継続あるいは改良、発展させる、逆に勇気をもって止めることにつながります。それが自己評価ということです。

そこまでを含めて、公民館運営推進委員会等にご提出いただければ、第三者評価になり、かつ、真の議題になると思われます。

# (7) 情報や活動を共有し、学習資源を相互に活用し合いましょう。

いよいよ講座・教室あるいは各種の事業をどう企画・展開したらよいかということになりますが、その時こそ地域人財の登場です。常日頃、どれだけ地域の皆さんが公民館に寄り合っているか、公民館だよりが地域で読まれているか、公民館だより作りに地域人財が関わっているかが見えてきます。

その状況に一喜一憂しないことです。現状の地域と公民館の関係から出発してください。繰り返しますが、公民館を利用している方の意見をお聞きしましょう。館長会議や主事連絡会議、各種研修会などで出た事例や意見を思い出してみましょう。自分の地域でも、これは課題だ、これなら地域の皆さんが求めていることだと思ったら、その情報を生涯学習推進員の方々や区長さん方をはじめとする公民館運営推進委員会の方々や利用団体の方ともう一度話し合ってみましょう。

そのことなら、あの人たち(地域人財)が「知っている」「悩んでいる」「関わっている」「何かしている」という話が出てくるはずです。硬い言葉で言えば、地域情報の共有です。地域の学習資源の共有です。そこから組み立てていけば、おのずからに地

域に染み込む事業となるはずです。

# 行った事業の結果を地域に報告し、地域の反応を聞いてください。

同時に、これは地域に大切な事業だと考えても、現状の公民館の立地や施設・備品では実施が難しい場合があります。例えば調理室がない、ホールが2階で高齢の方や障がいのある方などには使いにくい…など、上がってくるかもしれません。これ自体が地域課題です。それをどう解決していくか、関係者で悩み、地域の方と相談する事自体が大きな学習活動です。その時こそ地域を見てください。町内公民館と連携できないか。学校はどうか。他の公的施設や地域のお店や会社、工場などに協力してもらえないか。空き家や空き店舗が使えないか。そこで生まれるものこそ新たな地域力です。地域のお店や会社、工場も地域人財・地域物財として公民館と関わってもらうことが大切です。災害などの時、本当に地域を助ける力になってくれるはずです。そのネットワーク作りも事業になります。

平成15年度に改正された「公民館の設置及び運営に関する基準」でも「公民館は、講座の開設、講習会の開催等を自ら行うとともに、必要に応じて学校、社会教育施設、社会教育関係団体、NPOその他の民間団体、関係行政機関等と共同してこれらを行う等の方法により、多様な学習機会の提供に努めるものとする」(第3条)「公民館は、事業を実施するに当たっては、関係機関及び関係団体との緊密な連絡、協力等の方法により、学校、家庭及び地域社会との連携の推進に努めるものとする」(第6条)とあります。言い換えれば、公民館が本来持っている役割自体がすでに学習活動です。

**そこにこそ公民館職員の専門性がある**ことを再度強く意識してください。

#### (8) 公民館図書室を特色ある場として活用しましょう。

一小学校区一公民館と並ぶ高崎市公民館体制のもう一つの特色は公民館図書室にあります。公民館図書室を、それぞれの特色ある場として活用する事を地域の皆さんで考えてください。

読み聞かせは、それぞれの地域で定着してきたと思います。それを生かして、学校や保育所・幼稚園、学童保育、場合によれば高齢者介護施設等に出向いての「読み聞かせ」に展開している地域も増えています。それをさらに意識化して行く事も、特色ある公民館活動と見られます。

さらに、みんなで集まって宿題を学び合い支え合う場にするとか、世代間交流の場にしていくことも考えられると思います。学童保育との意識的な連携も模索してみてください。

あるいは、公民館図書室と市立図書館との違いも意識しましょう。公民館図書室は 地域の郷土資料を収集・所蔵・公開する場として考えられることを意識しましょう。 実際にそう使えるかは、地域の事情があるでしょうから、あくまで可能性ですが、ぜ ひ、ご検討ください。

# (9) 公民館の運営は、地域の実情に合わせて柔軟に対応しましょう。

そのように考えると、地域の方々の役に立つ講座・教室・事業は幾らでも出て来る はずです。

しかし同時に、**もっと重視しなければならない**ことがあります。地域住民にとって 公民館が使いやすくなっているかです。もしかすると、平成15年度に文部科学省が反 省を込めて改定した「公民館の設置及び運営に関する基準」を理解せず、<u>管理意識が</u> <u>先行して「使わせてやる」「問題をおこしては困る」「規則でこうなっている」という</u> <u>態度で市民の方々に接していないでしょうか。</u> 残念ながら、公民館運営審議会に寄せ られる市民の意見には、そうした指摘が少なくありません。

公民館職員が管理しているのは施設であって市民ではありません。<u>地域住民を中心とした市民の方々が集い学び地域課題を解決していく上で使いやすいように施設を管理することがお役目です</u>。施設が老朽化して危険であったら一日も早い改善を市の組織や議会に提案していく。施設が手狭で住民の需要に適わなければ一日も早い増改築を市の組織や議会に提案していく。職員体制が手薄で住民の方々の活動に対応できない状況なら増員や一層積極的な形での地域の方々の管理への参画を市の組織や議会に提案していく。それが求められている管理かもしれません。

そうした問題はさておくとしても、今一度**「公民館の設置及び運営に関する基準」 改定告示**(参考2)を読み直し、地域の実情に応じた運営を心掛けてください。

一番申し上げたいことは、**多様な地域住民との関係を深めて、地域の住民が使いや すいように柔軟に運営してください**ということです。

その観点から考えれば、時に問題になる部屋の貸出、学習に不可欠なコピー等の利

便の供与、利用者同士のルールやマナーも解決していくことと思います。これらの問題に、審議会として、これが決まりと申し上げることは必ずしも良いこととは思いません。むしろ、それらの問題を地域で話し合い、その地域のルールを決めていくこと自体が学習活動であり地域づくりです。それに対して、画一的に「市としては云々」と頭から決めて対応することだけは避けるようにし、市全体としてのルール化が必要であれば、それこそ議会あるいは教育委員会で審議し決定することが民主的です。

また、合わせて言えば、町内公民館との連携、町内公民館活動の地区全体への紹介などを積極的に行い、住民が本当に使いやすい地区の公民館体制を模索する事が大切と思います。

(10) 「一小学校区一公民館」の旗印を掲げ続け、町内公民館とのネットワークも強化しましょう。

個々の地区公民館設置要望事情をここで取り上げることはできませんが、現状、既存公民館の老朽化等への対応と市の財政難等により、幾つかの地区には公民館がなく、 残念ながら「一小学校一公民館」が達成されていません。とすれば、公民館となり得る既存施設に「公民館」の看板も掛けさせていただき、まずは職員の配置と事業の実施を進める、あるいは町内公民館とのネットワークを強めて公民館体制を強化するなどの柔軟な対応が必要と思います。

とくに「一小学校区一公民館」が整っていない地域では、町内公民館や公民館類似施設(多様な既存施設)を重視し、町内公民館の代表や地域で選ばれた方々が公民館連絡協議会の皆さんと恒常的な意見交換ができる場などをご検討いただき、全市的な公平性と地域還元が可能となる体制が自発的に生み出されることが期待されます。

新しい「公民館の設置及び運営に関する基準」でも「公民館を設置する市町村は、 公民館活動の効果を高めるため、人口密度、地形、交通条件、日常生活圏、社会教育 関係団体の活動状況等を勘案して、当該市町村の区域内において、公民館の事業の主 たる対象となる区域を定めるものとする」(第2条)とあります。

# (11) 公民館運営推進委員会等での意見交換を増やし、地域団体の活動を支えましょう。

そうしたことを円滑に進め地域力とするためにも、主として**公民館運営推進委員会** における意見交換の回数を増やし、意見交換の濃度を高めていくことが重要と思われます。

公民館運営推進委員会は「公民館における事業の企画実施につき調査審議するとともに、公民館運営に協力するもの」(公民館運営推進委員会要綱準則第2条)です。そこで質問や意見が出てこその公民館運営です。質問や意見が出ない事は、地域に公民館事業が知られていない、地域で評価されていない証拠と捉え、恥ずかしく思うような職員資質としたいものです。

さらに言えば、公民館運営推進委員会は、学級・講座、広報活動、地域おこし、体育・スポーツ、図書活動、その他必要な部会を置くことができるとされています(準則第7条)。その活用を進めている所もあると聞いていますが、公民館を事務局にすることが多い各地区の地域づくり活動協議会が、地域おこしや体育・スポーツに関しては、より主体的に活動している地域も多く、その関係で悩まれている地域もあるかと思います。とすれば、その関係をどうするかを考え合う事も地域課題です。各地域がそれぞれの答えを出し合い、それを市全体として議論して行く事も、総体としての高崎の地域力を高めることになると見られます。

一方で、**生涯学習推進員**の方々からは、小学校区ごとに3名の方に委嘱が行われ、**公 民館運営推進委員会準則でも不可欠な委員**とされ(準則第3条)、公民館と連携しながら積極的に活動されているにもかかわらず、地域での存在感が必ずしも強くないという意見も時に聞かれます。生涯学習推進員の方々は、新・高崎市生涯学習推進計画をよく学ばれ実践されています。今次諮問が求めている**公民館事業のあり方を考える上でのキーマン**です。日常的な相談相手としてお力をいただくとともに、公民館運営推進委員会等で積極的にご発言いただくよう図ってください。

なお、付け加えれば、公民館運営推進委員会の「学識経験者枠」を活用して、公民館全体の情報に接する機会に恵まれ、各種の研修等にも参加する機会を持っている、 私たち公民館運営審議会委員を、必要に応じて、各地区の公民館運営推進委員会の委員として活用いただきたいと願います。

# 結びに代えて

この答申は、高崎市公民館連絡協議会の諮問に対してのものですが、各公民館で検討され、可能であれば、運営推進委員会や生涯学習推進員の方々、地域づくり活動協議会や定期利用団体をはじめとされる地域の各種団体の方々とも、この答申を一つの参考に意見交換を進め、活動を洗い直し、課題を取り上げ、年次計画に取り込まれることを強く期待して、平成25・26年度高崎市公民館運営審議会答申といたします。なお、審議会での意見交換をいっそう生き生きと伝えるため、必要があれば、公民館連絡協議会や各公民館とその運営推進委員会にお邪魔して、本答申についての説明と意見交換をさせていただきたいと願っています。

#### 参考1 公民館の歌(自由の朝)

郷土を興す よろこびも 公民館の つどいから とけあう心 なごやかに

自由の朝を たたえよう

1 平和の春に あたらしく 2 心の花の におやかに 3 働くものの 安らかに 郷土にひらく ゆかしさも 公民館の つどいから 希望を胸に 美しい

文化の泉 くみとろう

郷土に生きる たのしさも 公民館の つどいから まどいになごむ ひとときに 明日へ力 そだてよう

### 参考2 公民館の設置及び運営に関する基準 (平成15年6月6日文部科学省告示第112号)

(趣旨)

- 第1条 この基準は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第23条の2第1項の規定に基づ く公民館の設置及び運営上必要な基準であり、公民館の健全な発達を図ることを目 的とする。
  - 公民館及びその設置者は、この基準に基づき、公民館の水準の維持及び向上に努 2 めるものとする。

(対象区域)

公民館を設置する市(特別区を含む。以下同じ。)町村は、公民館活動の効果を 第2条 高めるため、人口密度、地形、交通条件、日常生活圏、社会教育関係団体の活動状 況等を勘案して、当該市町村の区域内において、公民館の事業の主たる対象となる 区域(第6条第2項において「対象区域」という。)を定めるものとする。

(地域の学習拠点としての機能の発揮)

- 公民館は、講座の開設、講習会の開催等を自ら行うとともに、必要に応じて学校、 第3条 社会教育施設、社会教育関係団体、NPO(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7 号) 第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。) その他の民間団体、関係 行政機関等と共同してこれらを行う等の方法により、多様な学習機会の提供に努め るものとする。
  - 公民館は、地域住民の学習活動に資するよう、インターネットその他の高度情報 2 通信ネットワークの活用等の方法により、学習情報の提供の充実に努めるものとす る。

(地域の家庭教育支援拠点としての機能の発揮)

第4条 公民館は、家庭教育に関する学習機会及び学習情報の提供、相談及び助言の実施、 交流機会の提供等の方法により、家庭教育への支援の充実に努めるものとする。

(奉仕活動・体験活動の推進)

- 第5条 公民館は、ボランティアの養成のための研修会を開催する等の方法により、奉仕 活動・体験活動に関する学習機会及び学習情報の提供の充実に努めるものとする。 (学校、家庭及び地域社会との連携等)
- 第6条 公民館は、事業を実施するに当たっては、関係機関及び関係団体との緊密な連絡、協力等の方法により、学校、家庭及び地域社会との連携の推進に努めるものとする。
  - 2 公民館は、対象区域内に公民館に類似する施設がある場合には、必要な協力及び 支援に努めるものとする。
  - 3 公民館は、その実施する事業への青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の 参加を促進するよう努めるものとする。
  - 4 公民館は、その実施する事業において、地域住民等の学習の成果並びに知識及び 技能を生かすことができるよう努めるものとする。

(地域の実情を踏まえた運営)

- 第7条 公民館の設置者は、社会教育法第29条第1項に規定する公民館運営審議会を置く 等の方法により、地域の実情に応じ、地域住民の意向を適切に反映した公民館の運 営がなされるよう努めるものとする。
  - 2 公民館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、地域の実情を勘案し、夜間 開館の実施等の方法により、地域住民の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

(職員)

- 第8条 公民館に館長を置き、公民館の規模及び活動状況に応じて主事その他必要な職員 を置くよう努めるものとする。
  - 2 公民館の館長及び主事には、社会教育に関する識見と経験を有し、かつ公民館の 事業に関する専門的な知識及び技術を有する者をもって充てるよう努めるものと する。
  - 3 公民館の設置者は、館長、主事その他職員の資質及び能力の向上を図るため、研 修の機会の充実に努めるものとする。

#### (施設及び設備)

- 第9条 公民館は、その目的を達成するため、地域の実情に応じて、必要な施設及び設備 を備えるものとする。
  - 2 公民館は、青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の利用の促進を図るため 必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。

#### (事業の自己評価等)

第10条 公民館は、事業の水準の向上を図り、当該公民館の目的を達成するため、各年度 の事業の状況について、公民館運営審議会等の協力を得つつ、自ら点検及び評価を 行い、その結果を地域住民に対して公表するよう努めるものとする。

#### 附則

この告示は、公布の日から施行する。(生涯学習政策局社会教育課)

平成 25 • 26 年度 高崎市公民館運営審議会実施報告

	開催日時	開催会場	内 容
第1回	平成 25 年 7月 19日(金) 午後 1時 30分 ~3時 30分 9月 20日(金)	高崎市中央公民館第1集会室高崎市	<ol> <li>4 公民館主事ブロック別課題研修報告について</li> </ol>
第2回	午後1時30分~3時30分	中央公民館第1集会室	館長会役員と情報交換 平成 25・26 年度諮問にむけて
第3回	10月30日(水) 午後2時 ~4時30分	高崎市 中央公民館 集会ホール	第 50 回高崎市公民館研究集会へ参加 テーマ「いま、求められる公民館の役割
第4回	平成 26 年 2 月 7 日(金) 午後 1 時 30 分 ~3 時 30 分	前橋市中央公民館	情報交換 前橋市・高崎市の公民館運営審議会の現状について
第5回	3月10日(月) 午後1時30分 ~3時30分	高崎市 東部公民館	<ol> <li>東部公民館の現状と課題について</li> <li>高崎市公民館長任命に関する意見聴取</li> <li>平成25年度高崎市公民館事業実績報告・審議</li> </ol>
第6回	7月15日(火) 午後1時30分 ~3時30分	高崎市 中央公民館 第1集会室	<ul><li>1 委嘱状交付 学校教育関係者 1名 社会教育関係者 1名 学識経験者 3名</li><li>2 平成25・26年度答申について</li></ul>
第7回	9月22日(月) 午後1時30分 ~3時30分	高崎市 吉井公民館	<ol> <li>吉井公民館の現状と課題について</li> <li>平成25・26年度答申審議</li> <li>専門委員会の設置について</li> </ol>
第8回	10月30日(木) 午後1時15分 ~4時5分	高崎市 文化会館	西部ブロック公民館研究集会兼高崎市公民館研究 集会へ参加 テーマ「これからの公民館に求められる役割 ~参加と協働の時代を迎えて~」
第9回	平成 27 年 2月 5日(木) 午後 1時 30分 ~3時 50分	高崎市 中央公民館 集会ホール	1 情報交換 高崎市・前橋市の公民館の現状と課題について 2 平成25・26年度答申審議
第 10 回 (予定)	3月12日(木) 午後1時30分 ~3時30分	高崎市中央公民館第2集会室	<ol> <li>高崎市公民館長任命に関する意見聴取</li> <li>平成 26 年度高崎市公民館事業実績報告・審議</li> <li>平成 25・26 年度答申</li> </ol>

# 専門委員会実施報告

	開催日時	開催会場	内 容
	平成 26 年	高崎市	
第1回	11月10日(月)	中央公民館	答申作成について
	午後 6 時 30 分~8 時	第2集会室	
	12月8日(月)	高崎市	
第2回	午後 6 時 30 分~8 時 20 分	中央公民館	答申作成について
	干饭0时30万~0时20万	第2集会室	
	平成 27 年	高崎市	
第3回	1月19日(月)	中央公民館	答申作成について
	午後 6 時 30 分~7 時 20 分	第2集会室	
	2月16日(日)	高崎市	
第4回	2月16日(月)	中央公民館	答申作成について
	午後 6 時 30 分~7 時 20 分	第2集会室	

# 委員に関わる公民館行事

開催日	会議・事業	場所	
平成 25 年	群馬県公民館連合会公運審部会総会	高崎市中央公民館	
7月26日(金)	(評議員会)	同啊们个大公尺路	
8月29日(木)	第 54 回関東甲信越静公民館研究大会	   新潟県南魚沼市民会館ほか	
8月30日(金)	兼 第 64 回新潟県公民館大会	列倫外田無伯申氏云路はが	
11月22日(金)	第 31 回群馬県公民館研究集会	   前橋市中央公民館	
11月22日(並)	兼 公運審部会全体研修会	<b>削備中个公尺</b> 超	
11月28日(木)	西部ブロック公民館研究集会	   富岡市生涯学習センター	
11 月 28 日 (水)	兼 公運審部会研修会	苗岡印工任子目とググ	
平成 26 年	   群馬県公民館連合会総会	   前橋市中央公民館	
5月23日(金)	研办尔公氏斑连日云松云 	削備中下大石八郎	
7月30日(水)	群馬県公民館連合会公運審部会総会	   高崎市中央公民館	
7月30日(水)	(評議員会)	同啊们个大公尺路	
10月16日(木)	第 36 回全国公民館研究集会	块工用化公人約17.2、	
10月17日(金)	兼 第 55 回関東甲信越静公民館研究大会	埼玉県熊谷会館ほか	
11 日 21 日 (公)	第 32 回群馬県公民館研究集会	前橋市中央公民館	
11月21日(金)	兼 公運審部会全体研修会	即偷叫甲犬公氏鸱	

# 平成25年度 高崎市公民館運営審議会委員名簿

## 第1号委員(学校教育の関係者)

No.	氏 名	団体・役職等	備考
1	白石 政子	高崎市立馬庭小学校長	

## 第2号委員(社会教育の関係者)

2	竹内 歳雄	高崎青年会議所志民力開発室長	
3	小此木 正信	高崎市PTA連合会顧問	
4	樋口 克己	高崎ユネスコ協会副会長	
5	荻原 馨	高崎市国際交流協会事業部会	副会長

## 第3号委員 (家庭教育の向上に資する活動を行う者)

6	小屋 美香	育英短期大学准教授	
7	綾部 園子	高崎健康福祉大学教授	

# 第4号委員(学識経験のある者)

8	熊倉 浩靖	群馬県立女子大学教授 群馬学センター副センター長	会長
9	伊藤 亜都子	高崎経済大学地域政策学部准教授	
10	吉村 晴子	染色家	
11	橳島 道雄	高崎市議会総務教育常任委員長	
12	清水 昭行	高崎市区長会会計	
13	関正	<b>倉</b> 渕地区選出委員	
14	町田 俊雄	箕郷地区選出委員	
15	坂井 義枝	群馬地区選出委員	
16	新井 實	新町地区選出委員	
17	岸 敏郎	榛名地区選出委員	
18	新 利恵子	吉井地区選出委員	

# 第5号委員(公募した市民)

19	樫田 のり子	
20	渡辺 秀子	

# 平成26年度 高崎市公民館運営審議会委員名簿

# 第1号委員(学校教育の関係者)

No.	氏 名	推薦団体・役職等	備考
1	今井 敏彦	高崎市立岩平小学校長	

## 第2号委員(社会教育の関係者)

2	竹内 歳雄	高崎青年会議所総務室長	
3	広瀬 雅美	高崎市PTA連合会副会長	
4	樋口 克己	高崎ユネスコ協会長	
5	荻原 馨	高崎市国際交流協会事業部会	副会長・専門委員

## 第3号委員(家庭教育の向上に資する活動を行う者)

6	小屋 美香	育英短期大学准教授	専門委員
7	綾部 園子	高崎健康福祉大学教授	

## 第4号委員(学識経験のある者)

8	熊倉 浩靖	群馬県立女子大学教授 群馬学センター副センター長	会長・専門委員
9	吉原 美那子	高崎経済大学地域政策学部准教授	
10	吉村 晴子	染色家	
11	根岸 赴夫	高崎市議会総務教育常任委員長	
12	石井 茂	高崎市区長会会計	
13	関正	<b>倉</b> 渕地区選出委員	専門委員
14	町田 俊雄	箕郷地区選出委員	専門委員
15	坂井 義枝	群馬地区選出委員	専門委員
16	新井 實	新町地区選出委員	専門委員
17	岸 敏郎	榛名地区選出委員	専門委員
18	新 利恵子	吉井地区選出委員	専門委員

## 第5号委員(公募した市民)

19	樫田 のり子	専門委員
20	渡辺 秀子	専門委員